

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回弘前市建築審査会
開 催 年 月 日	令和元年6月26日(水)
開 始 ・ 終 了 時 刻	10時50分 から 11時15分まで
開 催 場 所	弘前市役所前川新館4階会議室B-412
議 長 等 の 氏 名	弘前市建築審査会会長 柳谷 誠
出 席 者	<p>会長 柳谷 誠</p> <p>職務代理者 佐伯 幸年</p> <p>委員 中林 弓子</p> <p>委員 片桐 武志</p> <p>委員 片岡 俊一</p>
欠 席 者	
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	<p>建設部長 天内 隆範</p> <p>建築指導課長 佐藤 久男</p> <p>建築指導課長補佐 熊澤 靖夫</p> <p>建築指導課指導係長 葛西 宏</p> <p>建築指導課審査担当主査 佐藤 進治</p> <p>建築指導課指導係主査 福士 陽子</p>
関 係 人 出 席 者	
会 議 の 議 題	<ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号「建築物の接道に係わる特例許可の同意について」 ・報告4件「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」
会 議 結 果	・議案第1号について、同意する

会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度第1回弘前市建築審査会次第 ・許可申請書 ・弘前市建築審査会資料
会議内容 (発言者、 発言内容、 審議経過、 結論等)	別紙のとおり
その他必要事項	報告事項第1については公開

会議内容

事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきます。委員の皆様には、公私ともにご多忙のところ、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、ただ今から令和元年度第1回弘前市建築審査会を開会いたします。

事務局 本日の案件は、議案第1号「建築物の接道に係わる特例許可の同意について」1件の諮問と、「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」の報告事項が4件となっております。

なお、平成31年2月20日開催の平成30年度第3

事務局 | 回弘前市建築審査会で同意いただきました「日影による中高層の建築物の高さの制限に係わる特例許可の同意について」1件につきましては、平成31年4月18日付で許可いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、お手元の次第に従って進めてまいります、初めに建設部長より、ご挨拶申し上げます。

部長 | おはようございます。本年4月から建設部長を拝命しました、天内でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、令和元年度第1回弘前市建築審査会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、公私ともご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京2020オリンピックを来年に控え、観戦チケットの販売が5月9日から始まり、今日1日には、オリンピック聖火リレー青森県実行委員会から、県内の聖火リレールート概要の発表があったところです。

また、このオリンピックに関連致しまして、昨年6月には建築基準法の一部が改正され、国際的な規模の会議

部長 又は競技会の用に供する等の理由により、1年を超えて設置する特別の必要がある建築物については、仮設興行場等として、建築基準法の一部を緩和する許可制度が創設されました。

これは、前回の2016年リオデジャネイロオリンピックにおきまして、運営スタッフの作業室や、選手の練習場、観客席といった大小様々な仮設の建築物が設置されていたことを受けまして、今回の東京オリンピックにおいても、同様の施設が、プレ大会時から本大会まで継続して設置され、1年を超えて存続するものに対応したものと伺っております。

このように、多様化する社会的ニーズに合わせて、建築行政をとりまく環境も大きく変化していることから、建築審査会と建築行政の連携は益々重要性を増していくものと考えております。

それでは本日の建築審査会の案件は諮問が1件、報告が4件となっております。十分にご審議について、お願いを申し上げます。ご挨拶といたします。宜しく願いいたします。

事務局 それでは改めまして、これから審議に入りますが、弘前市建築審査会条例第5条第1項の規定により、会議の

議長は会長が務めることになっております。

それでは柳谷会長よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは皆さん、ご苦労さまでございます。

本日は、委員全員が出席しております。弘前市建築審査会条例第5条第2項により、会議は成立いたします。

よって、ただちに会議に入ります。

最初に会議の非公開について、お諮りします。

報告事項第1を除く、議案第1号及び報告事項3件については、個人情報が含まれていることから、会議を非公開にいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び報告事項の3件については、非公開とすることに決定しました。

次に弘前市建築審査会運営規程第5条第2項の規定による、今回の審査会の会議録署名者を指名いたします。

議長 ^{さえきゆきとし}佐伯幸年委員を指名しますので、よろしく願いいたします。

委員 宜しく願いします。

議長 それでは、議案第1号「建築物の接道に係わる特例許可の同意について」の審議に入ります。

特定行政庁よりご説明をお願いします。よろしく願い申し上げます。

(議案第1号 非公開)

議長 続いての案件は、「建築物の接道に係わる特例許可の報告について」でございます。

報告1～4までを一括して、特定行政庁より説明をお願い申し上げます。

特定行政庁 はい。それでは、「建築基準法第43条第2項第二号の規定による建築審査会の同意に基づく許可の運用基準」に基づき許可しました4件の申請内容についてご説明いたします。

なお、この基準の名称は、この先「包括同意基準」と略させていただきますので、宜しく願いいたします。

報告 1 の説明資料をご覧ください。

弘前市長 櫻田 宏 からの申請で、建築場所は、市内川合字岡本 1 6 0 番 1 の一部となっております。

1, 0 6 7. 4 1 m²の敷地に、木造平家建ての倉庫業を営まない倉庫 9 9. 3 7 m²を新築するものです。

報告 1 の配置図をお開き願います。

この敷地の東側に舗装されました幅員 6. 0 0 m の弘前市有の道がございますが、市道認定がされていないことから建築基準法上の道路に該当しないものでございます。

この道を通じて、北側の幅員 1 0. 3 0 m の建築基準法上の道路に接するものとなっております。

この様に建築敷地が建築基準法上の道路に直接、接していないことから、法第 4 3 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可申請がされたものです。

許可に際しましては、申請敷地東側の道について、これを建築基準法上の道路とみなして建築基準法関係法令、命令、条例の規定による規制を適用することを条件に許可をしたものでございます。

特定行政庁

この申請に対して許可するにあたり、「包括同意基準」第2第1号を適用し、許可したものでございます。

なお、隣地の建物は建築基準法の適用除外をするため、平成27年12月24日付で保存建築物の原形を再現する認定をする際、建築審査会の同意をいただきました、「旧石戸谷家住宅」でございまして、今回建築する倉庫は、この施設の雪囲い資材等を保管するためのものと伺っております。

(報告2～4 非公開)

以上4件が、包括同意により許可した案件でございますので、「包括同意基準」第3により、建築審査会に報告するものです。

以上でございます。

議長

はい。ありがとうございます。

ただいまの報告1から4の内容につきまして、ご質問やご意見ありませんか。

(なしの声あり)

質問意見等ないようですので、議案第1号及び報告4件に対する審議を終了します。

議長 それでは、委員の皆様、ご苦労様でした。
 議事が終了しましたので、進行を事務局の方へお返し
 いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 大変ありがとうございました。それではこれをもちま
 して、本日の建築審査会を閉会いたします。

 なお、今年度の開催予定は別添資料のとおりとしてお
 ります。次回開催日は、8月21日水曜日、午前11時
 からの予定としております。

 開催の際は、改めてご案内いたしますので、よろしく
 お願いいたします。

 本日は、どうもありがとうございました。